

D 1 - 1 6

5 年 保 存 (常)

(令和11年12月31日まで)

F N . D 1 - 1 - 6

鹿 交 企 第 3 0 1 0 号

令 和 6 年 4 月 2 6 日

各 部 長

各 参 事 官 殿

各 所 属 長

本 部 長
担当 交通総合対策室 TEL [REDACTED]

特定小型原動機付自転車の違反情報の提供について（通達）

関係省庁及び関係事業者から成るパーソナルモビリティ安全利用官民協議会において策定された「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン」により、特定小型原動機付自転車を貸し渡すことを業とする者が交通違反をした者についてサービスの利用停止措置又はアカウント抹消措置を講ずることとされたことを受け、貸し渡されている特定小型原動機付自転車の利用に係る違反情報の提供について、別添のとおり事務処理要領を制定したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、この通達については、令和6年4月26日から施行する。

特定小型原動機付自転車の違反情報の提供に係る事務処理要領

1 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「違反情報」とは、特定小型原動機付自転車を貸し渡すことを業とする者（以下「シェアリング事業者」という。）から貸し渡される特定小型原動機付自転車の利用に係る交通違反の日時、場所、標識に記載された番号（以下「標識番号」という。）及び違反種別をいう。
- (2) 「違反報告書」とは、シェアリング事業者から貸し渡される特定小型原動機付自転車の利用に係る交通切符及び交通反則切符その他の報告書類をいう。
- (3) 「対象事業者」とは、警察庁においてシェアリング事業者の利用規約、約款（以下「利用規約等」という。）を確認し、警察から違反情報を提供することができる者として指定したものをいう。
- (4) 「違反情報提供システム」とは、違反情報、違反者の氏名、住所及び生年月日その他の違反に係る情報（以下「違反情報等」という。）の登録、送付及び集約並びに違反情報の提供に用いるシステムをいう。
- (5) 「警察署等」とは、警察署、交通機動隊及び高速道路交通警察隊をいう。
- (6) 「取締り警察官」とは、違反行為の取締り、交通事故の現場処理及び交通事故を起こした運転者等の取調べに従事する警察官をいう。
- (7) 「登録警察官」とは、違反情報等を違反情報提供システムに登録する警察官をいう。
- (8) 「送付ファイル」とは、警察署等から交通企画課へ違反情報等を送付するファイルをいう。
- (9) 「提供ファイル」とは、交通企画課から対象事業者へ違反情報を提供するファイルをいう。
- (10) 「署用システム」とは、違反情報提供システムのうち、警察署等において利用され、送付ファイルを作成するために用いるものをいう。
- (11) 「本部用システム」とは、違反情報提供システムのうち、交通企画課において利用され、提供ファイルを作成するために用いるものをいう。
- (12) 「サービスの利用停止措置」とは、シェアリング事業者が利用規約等に基づき、一定の期間、交通違反をした利用者に特定小型原動機付自転車の貸渡しを行わないことをいう。
- (13) 「アカウント抹消措置」とは、反社会性又は危険性が高いと認められる場合において、シェアリング事業者が利用規約等に基づき、法令に違反した利用者のアカウントを削除するなど、当該利用者に将来にわたり特定小型原動機付自転車の貸渡しを行わないことをいう。
- (14) 「危険行為番号」とは、危険行為を特定小型原動機付自転車運転者講習管理プログラムに登録する際に割り振られる番号をいう。

(15) 「通報番号」とは、危険行為登録により、新たに特定小型原動機付自転車運転者講習（道路交通法第108条の2第1項第15号に規定する講習をいう。以下同じ。）の受講命令をすることができたこととなった警察庁から県警察に通報される番号をいう。

2 違反情報の取扱い等

(1) 違反行為の取扱い

ア 同意の対象となる違反行為

取締り警察官は、対象事業者から特定小型原動機付自転車の貸渡しを受けた利用者による交通違反及び交通事故のうち、別表第1又は別表第2に掲げる違反行為を取り扱った際は、告知時（基本書式による場合にあっては取調べ時等）に、当該違反者に対し、書面（以下「同意書」という。）により、違反情報を対象事業者に提供することについての同意を求めるものとする。

違反者の同意の有無について事後の紛議が生じる可能性があることから、同意を得るに当たっては、あくまでも任意の措置であることに留意しつつ、約款等において、交通違反をした場合にはサービスの利用停止又はアカウント抹消措置が講じられる可能性があることが明記されていることを説明した上で、書面を徴すること。

同意書の書式例は、別記第1号様式のとおりとする（警察官が違反日及び違反場所を記載し、違反者は署名のみを記載すること。なお、押印又は指印は不要である。）。

徴した同意書については、違反情報等の登録後、遅滞なく交通企画課へ送付すること。

送付された同意書にあっては、交通企画課において適切に保管し、保存期間（5年）経過後に、確実に廃棄すること。

イ 特別の理由に基づく情報提供について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により、法令に基づく場合を除き、原則として、利用目的以外の目的のために個人情報を提供してはならないこととされているが、本人の同意がない場合であっても、個人情報を提供することについて特別の理由があれば、個人情報を提供することが可能である。

この点、利用者本人が違反情報の提供について同意しないといった事情にとどまらず、利用者が飲酒運転により死亡事故を起こすなど、違反行為の態様が極めて悪質かつ危険であり、シェアリング事業者による特定小型原動機付自転車の貸渡しを受けることができないようにするための措置を講ずることについて公益性がある場合には、本人の同意の有無にかかわらず、違反情報を提供することを検討すること。ただし、本人の同意がある場合が原則であるので、同意が得られるよう説得を尽くすこと。

ウ 提供の対象となる違反行為

違反情報の提供の対象となる違反行為とは、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものであって、違反者から同意書を徴したものをいう。

(ア) 別表第1に掲げる違反行為について、事件の送致（送付を含む。以下同じ。）をすることが見込まれる程度に事実が明らかとなったもの

(イ) 別表第2に掲げる違反行為について、反則者があると認めて告知したもの又は事件の送致をしたもの

エ 違反報告書の記載

取締り警察官は、違反情報の提供が当該警察官の作成した違反報告書に基づいて行われるものであることを銘記し、違反行為の事実認定を適正に行い、かつ、違反報告書の記載を正確に行うものとする。

(2) 違反情報等の登録

ア 違反情報等の登録

取締り警察官は、違反行為があつたことを認め、かつ、2(1)により同意を得ている場合には、速やかに当該違反行為に係る違反情報等を署用システムに登録し、又は他の登録警察官に報告するものとする。登録警察官（取締り警察官が自ら違反情報等を登録する場合にあっては、取締り警察官をいう。）は、違反報告書及び同意書を参照し、正確に登録を行うものとする。

ここで、「違反行為があつたことを認める場合」とは、

○ 別表第1に掲げる違反行為については、事件の送致をすることが見込まれる程度に事実が明らかとなったとき（酒酔い運転、酒気帯び運転（0.25以上）及び酒気帯び運転（0.25未満）については、飲酒検知により飲酒の事実が明らかとなったときをいう。）

○ 別表第2に掲げる違反行為については、反則者があると認めて告知したとき又は事件の送致をしたとき

をいう。

イ 違反情報提供システムに登録する情報

(ア) 違反日時

(イ) 違反場所

(ウ) 違反種別

(エ) 標識番号

(オ) 対象事業者名

(カ) 告知日（送致をする場合には、送致日をいう。以下同じ。）又は認知日

(キ) 違反者の氏名

(ク) 違反者の住所

(ケ) 違反者の生年月日

(3) 違反情報等の送付及び集約

ア 違反情報等の送付

警察署等は、別表第1に掲げる違反行為については認知日を、別表第2に掲げる違反行為については告知日が属する月を対象として、送付ファイルを作成し、交通企画課に送付ファイルを送付することにより、違反者から対象事業者に提供することについての同意が得られた違反情報を報告するものとする。送付ファイルには、(2)において登録した違反情報等が記録される。

イ 違反情報等の集約

交通企画課は、警察署等から送付ファイルの送付を受け、各警察署等における違反情報等を集約するものとする。

(4) 違反情報の提供

ア 提供ファイルの作成

交通企画課は、別表第1に掲げる違反行為については認知日を、別表第2に掲げる違反行為については告知日が属する月を対象として、別記第2号様式により提供ファイルを作成するものとする。提供ファイルには、違反情報が記録される。

イ 違反情報の提供

交通企画課は、別表第1に規定されている違反行為については、極めて悪質であることから、原則として、事件を認知した日（認知時において被疑者不明の場合には、被疑者が判明した日）又はその翌日まで、別表第2に規定されている違反行為については、告知日が属する月の翌月末までを基準とし（1か月に1回）、電子メールにより提供ファイル（当該対象事業者に係るものに限る。）を送付することにより、違反情報の提供を行うこととする。

3 対象事業者に対する是正の求め等

(1) 趣旨

交通企画課は、対象事業者が、提供した違反情報に基づきサービスの利用停止措置又はアカウント抹消措置（以下「サービスの利用停止措置等」という。）を適切に講じているかどうかを判別した上で、仮に、サービスの利用停止措置等を適切に講じていない場合には、ガイドラインを遵守させる観点から、サービスの利用停止措置等を講ずることを求めるなど、是正の求め等を行う必要がある。

例えば、対象事業者の利用規約等においてアカウント抹消措置が講じられることとされている違反行為をしたとして違反情報を提供したり、複数回にわたって違反情報を提供したりしているにもかかわらず、特定の違反者等について新たな違反行為を認知した場合には、サービスの利用停止措置等が適切に行われているか、対象事業者に回答を求める必要がある。

(2) 確認対象者の判別方法

ア 確認対象

交通企画課は、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合には、以下の方法により違反情報の提供の有無や提供時期を確認し、サービスの利用停止措置等が講じられるべき者であるか確認するものとする。

(ア) 特定小型原動機付自転車運転者講習の受講を命じようとしているかどうかにかかわらず、別表第1に掲げる違反行為をしたとして当該違反行為に係る違反情報を対象事業者に提供した以後において、当該対象事業者から貸し渡される特定小型原動機付自転車に関して、当該違反者による新たな違反行為があつたことを認めたとき

(イ) 危険行為を反復してしたとして、特定小型原動機付自転車運転者講習の受講を命じようとする場合において、次のいずれかに該当するとき

- a 受講を命じようとする違反者が過去に危険行為として別表第1に掲げる違反行為をしているにもかかわらず、その後、新たな違反行為をしたとき
- b 受講を命じようとする違反者が過去に危険行為として別表第2に掲げる違反行為を繰り返し行い、その違反行為に対応する同表の点数の合計が10点に達しているとき

イ サービスの利用停止措置等が講じられるべき者かどうかの確認要領

(ア) ア(ア)に掲げる場合について

違反情報提供システムにおいて、別表第1に掲げる違反行為に係る違反情報を対象事業者に提供したことが確認されたときには、アカウント抹消措置が講じられるべき者と認められることから、交通企画課において、ウの方法により、対象事業者に対して当該違反者へのアカウント抹消措置の実施状況について回答を求めるものとする。

(イ) ア(イ)に掲げる場合について

違反情報提供システムにおいて、

- aの場合であって、別表第1に掲げる違反行為に係る違反情報を対象事業者に提供したことが確認されたとき
- bの場合であって、別表第2に掲げる違反行為に係る違反情報を対象事業者に提供したことが確認され、かつ、提供した違反情報について同表に掲げる点数の合計が10点に達しており、その後、新たな違反行為をしたことが確認されたとき

には、以下の方法により、対象事業者に対して当該違反者へのサービスの利用停止措置等の実施状況について回答を求めるものとする。ただし、確認対象の違反行為が他の都道府県警察の管轄区域内で行われている場合には、交通企画課は、当該他の都道府県警察の特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令担当課に対して、別記第3-1号様式により違反情報の提供状況(提供の有無)、提供年月日その他対象事業者へ提供した情報の確認を求めた上で、別記第3-2号様式による回答を踏まえ、サービスの利用停止措置等が講じられるべき者と認められるときは、交通企画課において、ウの方法により、対象事業者に対して当該違反者へのサービスの利用停止措置等の実施状況について回答を求めるものとする。

ウ 対象事業者への回答の求め

対象事業者に対して当該違反者へのサービスの利用停止措置等の実施状況について回答を求めるとする場合には、交通企画課において、別紙のとおり、電子メールの送付により、対象事業者に回答を求めるものとする。

(3) 是正の求め等

対象事業者がサービスの利用停止措置等を講ずるべきであるにもかかわらず、当該措置を講じていないと認められる場合には、交通企画課は、速やかに当該措置を講ずるよう是正を求めるとともに、再発防止策の実施を求めたり、違反情報の提供を停止すべきかどうか判断するものとする。

(4) 留意事項

別表第1に掲げる違反行為をしたとして対象事業者に違反情報を提供した場合には、当該対象事業者は、提供のあった日から1週間以内にアカウント抹消措置を講ずることとしている。

また、別表第2に掲げる違反行為をしたとして対象事業者に違反情報を提供し、違反行為により、同表に掲げる点数の合計が10点に達した場合には、10点に達する違反情報の提供があった日から1か月以内に、1か月間のサービスの利用停止措置を講ずるとともに、サービスの利用停止措置が解除されてから1年以内に別表第1又は別表第2に掲げる違反に掲げる違反行為をした場合には、アカウント抹消措置を講ずることとしている。

したがって、違反者が複数回違反行為をしている場合には、先行する違反情報が対象事業者に提供されておらず、又は対象事業者においてサービスの利用停止措置が講じられていない若しくは解除されている可能性があることに留意すること。

○ 別表第1

違反番号	違反行為名	法条（道路交通法以外の違反にあっては法令名）
1	運転殺傷等	【刑法】
2	危険運転致死傷等	【自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律】
3	酒酔い運転	六十五Ⅰ
4	麻薬等運転	六十六
5	救護措置義務違反	七十二Ⅰ前段
6	妨害運転（著しい交通の危険）	百十七の二Ⅰ④
7	酒気帯び運転(0.25以上)	六十五Ⅰ
8	過労運転等	六十六
9	共同危険行為等禁止違反	六十八
10	妨害運転（交通の危険のおそれ）	百十七の二の二Ⅰ⑧
11	酒気帯び運転(0.25未満)	六十五Ⅰ
12	車両提供(酒気帯び、酒酔い)	六十五Ⅱ
13	違反に起因する死亡事故・重傷事故の発生	－

○ 別表第2

違反番号	違反行為名	法条（道路交通法以外の違反にあっては法令名）	点数
15	無保険運行	【自賠法】	6
16	携帯電話使用等(交通の危険)	七十一⑤の五	8
17	16歳未満運転	六十四の二①	－
18	車両提供(16歳未満)	六十四の二②	3
19	携帯電話使用等(保持)	七十一⑤の5	5
20	警察官現場指示違反	四Ⅰ後段	2
21	警察官通行禁止制限違反	六IV	2
22	信号無視	七	4
23	通行禁止違反	八Ⅰ	4
24	歩行者用道路徐行違反	九	4
25	通行区分違反	十七Ⅰ～IV・VI	4
26	歩行者側方安全間隔不保持等	十八II	2
27	急ブレーキ禁止違反	二十四	2
28	法定横断等禁止違反	二十五の二Ⅰ	2
29	追越し違反	二十八～三十	2
30	路面電車後方不停止	三十一	2
31	踏切不停止等	三十三Ⅰ	2
32	遮断踏切立入り	三十三II	5
33	優先道路通行車妨害等	三十六II・III	5
34	交差点安全進行義務違反	三十六IV	5
35	環状交差点通行車妨害等	三十七の二Ⅰ・II	5
36	環状交差点安全進行義務違反	三十七の二III	5
37	横断歩行者等妨害等	三十八・三十八の二	2
38	徐行場所違反	四十二	2
39	指定場所一時不停止等	四十三	4
40	駐停車違反(駐停車禁止場所等)	四十四Ⅰ等	2
41	整備不良(制動装置等)	六十二	4
42	安全運転義務違反	七十	4
43	幼児等通行妨害	七十一②・②の3	2
44	安全地帯徐行違反	七十一③	2
45	騒音運転等	七十一⑤の3	2
46	積載物重量制限超過	五十七Ⅰ	1
47	駐停車違反(時間制限駐車区間指定方法外)	四十九の三III	1
48	駐停車違反(高齢運転者等専用時間制限駐車区間)	四十九の四	1
49	混雑緩和措置命令違反	六II	1
50	通行許可条件違反	八V	1
51	通行帯違反	二十	1
52	軌道敷内違反	二十一	1
53	道路外出右左折方法違反	二十五Ⅰ・II	1
54	道路外出右左折合図車妨害	二十五III	1
55	指定横断等禁止違反	二十五の二II	1
56	車間距離不保持	二十六	1
57	進路変更禁止違反	二十六の二II・III	1
58	追いつかれた車両の義務違反	二十七	1
59	乗合自動車発進妨害	三十一の二	1
60	割込み等	三十二	1
61	交差点左折方法違反	三十四Ⅰ等	1
62	交差点右左折等合図車妨害	三十四VI	1
63	環状交差点左折等方法違反	三十五の二	1
64	交差点優先車妨害(左方車両等優先)	三十六Ⅰ	3
65	交差点優先車妨害(直進左折車妨害)	三十七	3
66	緊急車妨害等	四十等	1
67	駐停車違反(駐車禁止場所等)	四十五Ⅰ・II等	1
68	交差点等進入禁止違反	五十	1
69	無灯火	五十二Ⅰ	1
70	減光等義務違反	五十二II	1

71	合図不履行	五十三Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ	1
72	警音器吹鳴義務違反	五十四Ⅰ	1
73	乗車積載方法違反	五十五Ⅰ・Ⅱ	1
74	定員外乗車	五十七Ⅰ	1
75	積載物大きさ制限超過	五十七Ⅰ	1
76	積載方法制限超過	五十七Ⅰ	1
77	制限外許可条件違反	五十八Ⅲ	1
78	原付牽引違反	六十	1
79	整備不良(尾灯等)	六十二	3
80	転落等防止措置義務違反	七十一④	1
81	転落積載物等危険防止措置義務違反	七十一④の2	1
82	安全不確認ドア開放等	七十一④の3	1
83	停止措置義務違反	七十一⑤	1
84	歩道徐行義務違反	十七の二	3
85	路側帯通行方法違反	十七の三	3

別記

第1号様式（2の(1)のア関係）

同意書

下記の違反について、車両を貸し渡した事業者に、下記の交通違反に関する情報提供を行うことに同意します。

記

対象となる違反

年 月 日 於

署名

原則として、用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

第2号様式（2の(4)のア関係）

提供ファイル

	違反日	違反時刻	違反番号	違反場所(都道府県)	違反場所(市区町村)	違反場所(町域)	違反場所(丁目)	違反場所(番地)	違反場所(号)	違反場所(建物等)	標識番号
例	R6.4.10	2:20	22	鹿児島県	鹿児島市	鴨池新町		10	1	○○付近路上	鹿児島市 ○ 1 2 3 4
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											

違反情報提供状況確認依頼書

●●県警察本部交通部交通企画課担当官 殿
(受講命令担当課)

年 月 日

鹿児島県警察本部交通部交通企画課
(交通総合対策室)

以下の危険行為に係る違反情報の提供状況について回答願いたい。

命令に係るもう一方の危険行為の危険行為番号	●●●●
通報番号	●●●●

第3－2号様式（3の(2)のイ関係）

違反情報提供状況回答書

●●県警察本部交通部交通企画課担当官 殿
(受講命令担当課)

年 月 日

鹿児島県警察本部交通部交通企画課
(交通総合対策室)

以下のとおり回答する。

1 確認依頼について

（違反情報提供あり）・違反情報提供なし

○○（対象事業者名）に令和●年●月●日に提供済みである。

違反種別	通行区分違反
違反日時	令和●年●月●日 ●時●分
違反場所	鹿児島県●●市●●●-●
標識番号	鹿児島市●1 2 3 4

2 照会のあった危険行為以外の危険行為について

（通報あり）・通報なし

確認依頼のあった危険行為をした者については、他の危険行為をしたとの通報がなされている。

命令に係るもう一方の危険行為の危険行為番号	●●●●
通報番号	●●●●

備考 照会のあった危険行為以外の危険行為が登録されている場合には、その違反種別、違反日時、違反場所、標識番号及び違反情報の提供状況について回答すること。

別紙

対象事業者に対するサービスの利用停止措置等の実施状況に関する照会要領等

表題：【確認】違反情報について（鹿児島県警察）

本文：

A社 御担当者様

標記につき、添付のとおり情報提供しておりますが、アカウント抹消措置又はサービスの利用停止措置の実施の有無及び時期について御教示願います。

添付ファイルのパスワードについては、別途口頭でお伝えいたします。

—————

鹿児島県警察本部交通部交通企画課

警部補 警察 太郎

TEL: 099-206-0110

Email : kp-kotu@pref.kagoshima.police.lg.jp

次の情報を入力したファイルにパスワードを付し、送付すること（複数の違反情報を提供している場合にあっては、複数の違反情報を入力すること。）。

違反日時	令和●年●月●日 20時30分
番号	7
違反場所	鹿児島県●●市●●●—●
標識番号	鹿児島市●1 2 3 4
提供年月日	令和●年●月●日